

電子処方箋導入に向けた 準備作業の手引き

【医療機関・薬局の方々へ】

令和7年10月 1.5版
厚生労働省 医薬局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.0	2022/9/30	全体	初版作成
1.1	2022/10/11	「電子処方箋利用申請」	・利用申請後、電子処方箋管理サービスのシステムに接続できるようになる時期を追記。
1.2	2023/1/20	「電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請 等）」	・医療機関・薬局に選択いただける電子署名の方法について説明を追記。
		「運用開始日入力」	・運用開始日入力画面を医療機関等向けポータルサイトで公開したことに伴い、入力方等の説明を追記。
1.3	2023/3/31	「補助金申請」	・補助金の申請方法について説明を追記。 ・医療機関等向け総合ポータルサイトの開設に伴い、該当するURL等を修正。
1.4	2023/12/28	全体	電子処方箋の機能追加に伴う更新 (主に「マイナンバーカードを活用した電子署名」の機能追加に伴い、本署名方式も選択肢の一つであることが分かるように更新)
		「電子処方箋の導入にあたって、必ずご確認をお願いします！」	電子処方箋の機能追加に伴い、医療機関・薬局の導入状況に応じた対応事項や参照文書等を記載したページを追加。
		<参考>HPKIが届く前でも先に導入してください	HPKIカードが届かない状態でも電子処方箋を導入いただくことで、電子処方箋のメリットを享受いただけることが分かるページを追加。

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.5	2025/10/3	全体	HPKIカードの発行申請完了の登録終了に伴う修正

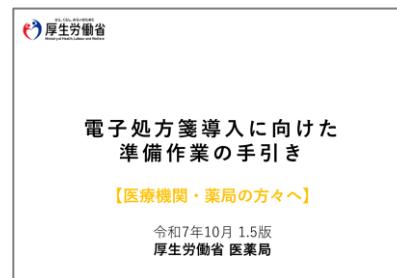
準備作業を始める前に

電子処方箋の導入にあたって、必ずご確認をお願いします！

- 電子処方箋は、令和5年1月26日より運用が開始され、電子処方箋を導入する医療機関・薬局では、電子処方箋の発行・受け付けや、調剤結果の登録・参照、処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック等を行うことができます。また、患者が自らの処方・調剤情報の閲覧をすることができます。（「基本機能」と呼びます。）
- その後、電子処方箋の効果を更に拡大させるため、以下の機能が追加されました。（本書では、「追加機能」と呼びます。）
 - ・ リフィル処方箋への対応
 - ・ 口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧
 - ・ マイナンバーカードを活用した電子署名
- 基本機能を未導入の医療機関・薬局の皆さまは、基本機能と追加機能をまとめて導入し、
基本機能を導入済みの医療機関・薬局の皆さまは、追加機能の導入をお願いします。
- 追加機能に関しては、システム事業者が対応していない可能性がありますが、その場合は基本機能の導入を優先いただくようお願いします。

資料構成

■ 基本機能の導入に向けた準備作業【本書】



[電子処方箋の導入・運用方法](#)
> 電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き

■ 追加機能の導入に向けた準備作業



[電子処方箋の導入・運用方法](#)
> 電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き（追加機能）

▼アクセスはこちらからも可能です

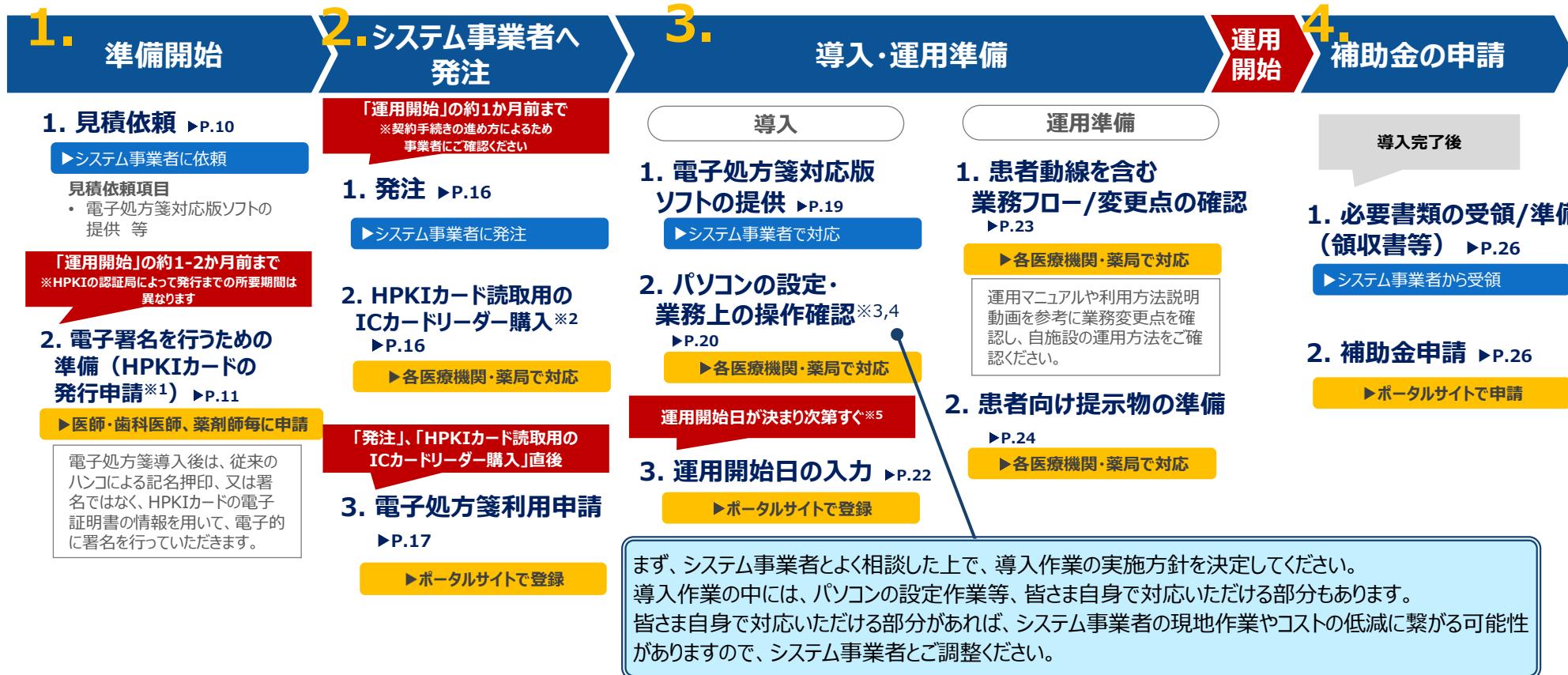


準備作業のステップについて

準備作業のステップについて

電子処方箋の導入に向けた準備作業は以下の4ステップになります。

電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請等）、システム事業者（現在ご利用の電子カルテシステム等の事業者）との調整に期間を要するため、お早めに準備を開始してください。



※1 電子署名の方法には、HPKIカードを物理的に用いる方法、HPKIカードを物理的に用いないカードレスな方法、マイナンバーカードを活用した方法がございます。詳細はP.12をご確認ください

HPKIカードの発行方法は、医師・歯科医師、薬剤師によってHPKIカード発行の申請先が異なります。詳細はP.11をご確認ください。

※2 現在ご利用いただいているシステムとの互換性を担保するため、システム事業者に相談の上、現在ご利用いただいているシステムで正常に動作する適切なICカードリーダーを選択してください。

※3 施設毎に作業内容が異なりますが、用法マスターの確認等の作業があります。詳細はP.20をご確認ください。

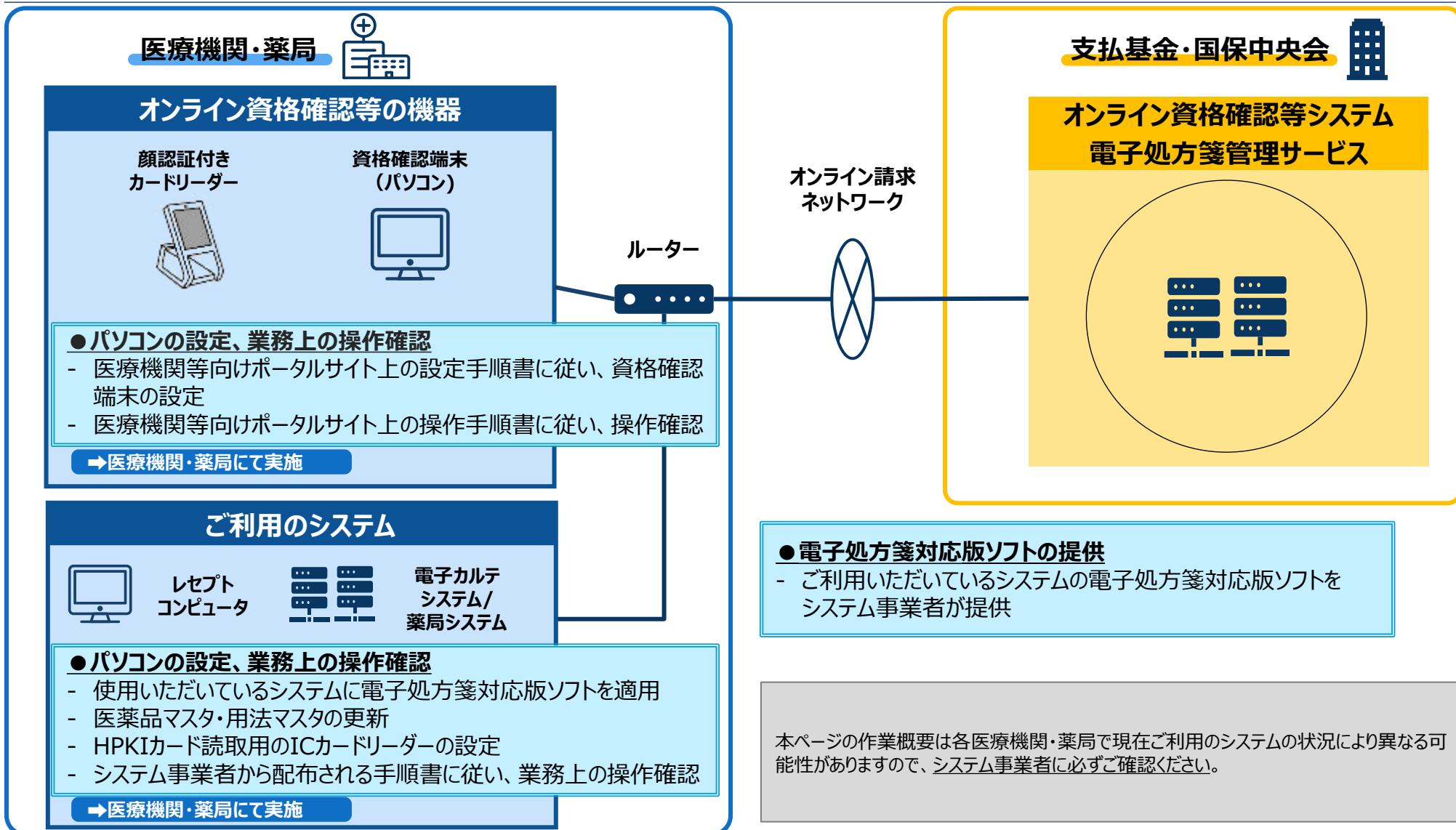
※4 パソコンとは、オンライン資格確認等の機器（資格確認端末等）、ご利用のシステム（電子カルテシステム、レセプトコンピュータ等）が該当します。

※5 本運用開始日をもって電子処方箋に対応する施設とし、後日、厚労省HP等で公表させていただきますので、運用開始日が決まり次第、必ずご入力ををお願いします。

上記は、一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。
病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なる場合がありますので、システム事業者へご確認ください。

<参考>電子処方箋の導入に必要な作業概要

電子処方箋の導入にあたっては、オンライン資格確認等の機器、及びご利用のシステム（電子カルテシステム・薬局システム等）を、
電子処方箋の運用に対応させるため、電子処方箋対応版ソフトの適用やシステム設定等を実施いただく必要があります。
次頁参照のうえ、準備をお願いいたします。



＜参考＞「導入・運用の準備」作業を実施する際のポイント

電子処方箋の導入にあたっては、現在ご利用のオンライン資格確認等の機器、及びご利用システム（電子カルテシステム・薬局システム等）を、電子処方箋へ対応した設定へ変更いただきます。設定変更が必要な箇所は限定的※1ですが、各医療機関・薬局の事情により、必要な作業内容は異なるため、下記参照のうえ、システム事業者へご相談をお願いします。

今後、オンライン資格確認等の基盤を利用した諸々サービス追加時においても、同様に簡易な設定変更のみでご利用いただける予定です。

作業項目	「オンライン資格確認等」導入時	「電子処方箋」導入時
1 オンライン資格確認等の機器	パソコンの設定	システム事業者による現地訪問での対応が必須ではないが、訪問時に対応
	パソコンの設置 初期セットアップ	システム事業者による現地訪問での対応が必須
2 ご利用システム (レセプトコンピュータ、電子カルテシステム、薬局システム)	電子処方箋対応版ソフトの提供	システム事業者が提供
	ソフトをアップデート 業務上の操作確認	※システム事業者による現地訪問での対応が必須ではないが、訪問時に対応 システム事業者と相談した上で、医療機関・薬局の皆さまにて実施することも可能
3 ネットワーク	ネットワーク敷設	システム事業者による現地訪問での対応が必須 ※基本的な構成の場合、作業不要※2 ただし、システム構成などによるため、システム事業者に確認ください

まず、システム事業者とよく相談した上で、導入作業の実施方針を決定してください。

導入作業の中には、パソコンの設定作業等、皆さま自身で対応いただける部分もあります。

皆さま自身で対応いただける部分があれば、システム事業者の現地作業やコストの低減に繋がる可能性がありますので、システム事業者とご調整ください。

※1 電子処方箋の導入に伴う設定変更箇所は、医療機関・薬局によって異なります。

※2 接続方式をWeb APIによる方に変更する場合等、ルーターの設定作業が追加となるケースがありますので、システム事業者にご確認ください。

1. 準備開始



1. 準備開始

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

1

見積依頼

「電子署名を行うための準備」と同時

▶医療機関・薬局で対応

- ①電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請等）と同時に、システム事業者にご連絡し、見積をご依頼ください。その際に、電子処方箋の運用開始を希望する時期も併せてお伝えください。

- システム事業者のスケジュール等によっては、対応に時間を要するため、**お早めにシステム事業者にご連絡ください**。
- 電子署名の方式として、導入費用や運用の観点でどの署名方式を利用するべきか、システム事業者と相談してください。（P.12）
- システム事業者から各医療機関・薬局に対して確認が発生する可能性があります。
代表的なものは下記のとおりです。

システム事業者からの確認事項（例）

- 電子処方箋の運用開始に伴い、医師・歯科医師、薬剤師はどの端末で処方内容/調剤内容を入力し、その後、どの端末で電子署名を付与するか。
 - 現在、既にオンライン資格確認等システムに接続している端末はどれか。
 - 電子処方箋の運用に使用する各端末のメーカー名は何か。
※メーカーが異なる場合、システム事業者間の調整が必要となるため。
 - 医薬品マスタ、用法マスタをシステム事業者以外の医師・歯科医師、薬剤師や受付職員等が変更したことがあるか。
 - 患者動線の変更はあるか。また、変更ある場合は、どこが変更となるのか。
-
- 電子署名を行うための準備として、HPKIカード読取用のICカードリーダーも購入する必要がありますが、現在ご使用いただいているシステムとの互換性の観点で、どのカードリーダーを購入すべきかシステム事業者にご相談ください。

1. 準備開始

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金
申請

2

電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請 等）

「運用開始」の約1-2か月前まで
※認証局によって発行までの所要期間は異なります

▶医師・歯科医師、薬剤師毎に申請

- 電子署名を行うための準備として、まずは、医師・歯科医師、薬剤師の皆さまはHPKIカードの発行申請等をお願いします。
電子署名方式として、次頁に示す「HPKIカードの中の電子証明書を用いる方法（ローカル署名）」又は「HPKIカードによる本人認証を行った上でクラウドで管理されているHPKIセカンド電子証明書を用いる方法（リモート署名）」を選択した場合は、申請が必要です。
ただし、「本人認証を行った上でクラウドで管理されているHPKIセカンド電子証明書を用いる方法（リモート署名）」を選択する場合、HPKIカードの発行申請の要否は申請先によって異なります。

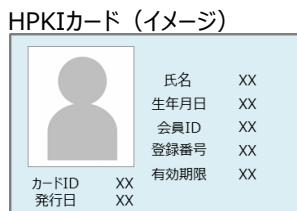
（各署名方式について本書P.12、「本人認証を行った上でクラウドで管理されているHPKIセカンド電子証明書を用いる方法（リモート署名）」を選択する場合の準備作業は「【令和5年12月版】電子処方箋追加機能の導入に向けた準備作業の手引き」参照）

- 医療機関が電子処方箋を発行する場合、または、薬局が電子処方箋を受け付けた場合に、それぞれ処方内容/調剤内容を含む電子ファイルに電子署名をしていただく必要があります。（HPKIカードについては次頁参照）
- 申請から取得まで、約1-2か月要する可能性があるため、**ご希望の時期から運用を開始するためにも、お早めに申請をお願いします。**
- 問題なく運用を開始できるよう、医師・歯科医師、薬剤師のカード取得状況は定期的に医療機関・薬局内で確認してください。

HPKIカードの申請対象者	院外処方箋を発行する医師・歯科医師、処方箋を調剤済みにする薬剤師毎にHPKIカードを申請してください。※1,2										
申請先	<p>医師・歯科医師、薬剤師に応じてHPKIカードの申請先が異なります。</p> <table border="1"><tr><td><医師></td><td><薬剤師></td></tr><tr><td>・日本医師会 電子認証センター https://www.jmaca.med.or.jp/application/</td><td>・日本薬剤師会認証局 https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30</td></tr><tr><td>・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html</td><td>・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html</td></tr><tr><td><歯科医師></td><td></td></tr><tr><td>・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html</td><td></td></tr></table>	<医師>	<薬剤師>	・日本医師会 電子認証センター https://www.jmaca.med.or.jp/application/	・日本薬剤師会認証局 https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30	・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html	・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html	<歯科医師>		・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html	
<医師>	<薬剤師>										
・日本医師会 電子認証センター https://www.jmaca.med.or.jp/application/	・日本薬剤師会認証局 https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30										
・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html	・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html										
<歯科医師>											
・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html											
申請方法	申請先によって異なるため、HP等をご確認ください。										

※1 HPKIカードは、医師・歯科医師、薬剤師毎に1枚ずつ取得してください。複数の医療機関・薬局で勤務する場合でも、1枚のHPKIカードで対応できます。また、異動等で新たに着任される医師・歯科医師、薬剤師についても、HPKIカードの取得状況を確認の上、必要に応じて取得を依頼してください。

※2 各医療機関・薬局内でHPKIカードの申請をとりまとめ、一括で郵送することも可能です。受取方法・場所についても、カード発行機関とご調整ください。



医師・歯科医師、薬剤師毎に1枚ずつ
発行申請をお願いします！



FAQ 「HPKIカードについて」
電子処方箋管理サービス - 6. HPKIカードについて

1. <参考>選択いただける電子署名の方法

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金
申請

2

電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請 等）

「運用開始」の約1-2か月前まで
※認証局によって発行までの所要期間は異なります

- 医療機関・薬局の皆さんには、電子署名の方式として①HPKIカードの中の電子証明書を用いる方法（ローカル署名）、
②本人認証を行った上でクラウドで管理されているHPKIセカンド電子証明書を用いる方法（リモート署名）のいずれかを選択できます。
導入費用や運用方法等の観点から、システム事業者ともよくご相談の上、ご検討ください。

①ローカル署名

医師等は、電子処方箋を発行または電子処方箋の調剤結果を登録する度、HPKIカードをICカードリーダーにかざして電子署名を行う。

医師・歯科医師・薬剤師



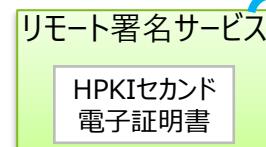
②リモート署名

医師等は、事前に本人認証を行うことで、HPKIセカンド電子証明書を利用することが可能。本人認証後は、自動で電子署名を付与して電子処方箋を発行または電子処方箋の調剤結果登録をすることができる。（1日程度有効）

医師・歯科医師・薬剤師



電子処方箋・
調剤結果
→
電子署名済の
電子処方箋・
調剤結果



※本人認証の方法に関わらず、HPKIセカンド電子証明書を利用して署名を行います

本人認証の方法

方法 i) HPKIカードをICカードリーダーに
かざす

本人認証の方法

方法 ii) マイナンバーカードをICカードリーダー
にかざす

方法 iii) スマートフォンによる生体認証

準備内容
(医師等の
準備事項)

✓ HPKIカードの発行申請・取得

✓ HPKIカードの発行申請※1

✓ マイナポータル経由で医師等個人が
電子署名を実施できるようにするための
申請 (HPKIカード保有者は非該当)

準備内容
(施設の
準備事項)

✓ 電子署名を行うためのパソコン設定
✓ ICカードリーダーの購入（端末分が望ましい）

✓ 電子署名を行うためのパソコン設定
✓ ICカードリーダーの購入（本人認証に使用する端末分）
✓ ネットワーク設定の変更（システム構成による）

本書で説明

「【令和5年12月版】電子処方箋追加機能の導入
に向けた準備作業の手引き」で説明

※1 HPKIの仕組みを使うため、HPKIカードの発行申請自体は必要です。

1. <参考>HPKIカードとは？

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

2

電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請 等）

「運用開始」の約1-2か月前まで
※認証局によって発行までの所要期間は異なります

医師・歯科医師、薬剤師本人であることを電子的に証明し、
安心して電子文書をやり取りするために「電子署名」が必要となります！

電子署名方式として、「HPKIカードを物理的に用いる署名方法」又は「HPKIカードを物理的に用いない署名方法」を選択する場合、HPKIカードの発行申請が必要です。



HPKIカードとは、

- 所持する人が**医師・歯科医師、薬剤師の資格を有する者であることを証明する**物理的なカードです。
- 認証局（※）が、電子的に資格を証明するための**「電子証明書」を発行し、HPKIカードに内蔵されるICチップに格納**されています。
※ 電子証明書の発行・管理を行う機関です。
- 従来の処方箋に対する記名押印、又は署名の代わりに、電子証明書の情報を用いて、電子処方箋へ署名を行うことができ、資格を有する者が処方箋を発行したことを電子的に確認できます。

※1 医師等の国家資格確認を有する者による作成を求められている文書については、HPKIによるもの以外に、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名（電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの）であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス（マイナンバーカード）を用いた電子署名なども利用可能ですが、現時点では実際に事業者から既に提供されている電子署名等はHPKIによるもののみとなっております。

※2 「電子処方箋に関するよくあるお問い合わせ（FAQ）」も併せてご確認ください。（[電子処方箋管理サービス - 6. HPKIカードについて](#)）

1. <参考>HPKIが届く前でも先に導入してください

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

HPKIカードが届く前でも、 先に電子処方箋を導入することをシステム事業者と調整ください

電子処方箋に対応したシステムを導入することの主なメリット

患者の処方・調剤情報を
リアルタイムで閲覧できる

処方・調剤を行う際、患者の
過去の処方・調剤情報との
重複投薬や併用禁忌を
自動でチェックできる

患者自身も、処方・調剤
されたお薬をリアルタイムで
閲覧できる

上記のメリットを享受するためにHPKIカードを使って電子処方箋を発行・応需する必要はなく、
従来どおり、紙の処方箋を発行・応需する上でも同じメリットが受けられます。

そのため、HPKIカードがお手元にない状態でも、
まずは、電子処方箋を導入していただくようシステム事業者と調整をお願いします。

2. システム事業者へ発注



2. システム事業者へ発注

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

1 発注

▶システム事業者に依頼

- 提示された見積をご確認の上、システム事業者への発注をお願いします。

発注タイミングについての留意事項

- システム事業者においては、他施設の対応等により、発注から実際に作業に取り掛かるまで時間を要する可能性があります。希望する時期から電子処方箋の運用を開始できるよう、発注する内容が確定次第お早めに発注をお願いします。

「運用開始」の約1か月前まで
※契約手続きの進め方によるため
事業者にご確認ください

2 HPKIカード読取用のICカードリーダー購入

▶医療機関・薬局で対応

- P.12に示す①HPKIカードの中の電子証明書を用いる方法（ローカル署名）で電子署名を行う場合は、HPKIカードの電子証明書を読み取るためのICカードリーダーを購入してください。

電子署名を行う端末毎にICカードリーダーが必要となります。※1.2



購入するICカードリーダーについては、「1-③見積依頼」等のタイミングで、あらかじめシステム事業者に相談しておくことを推奨します。

※1 P.12で示すとおり、②本人認証を行った上でクラウドで管理されているHPKIセカンド電子証明書を用いる方法（リモート署名）で電子署名を行う場合は定期的に本人認証が必要です。スマートフォン等の生体認証ではなく、ICカードリーダーにHPKIカードをかざす方法で本人認証を行う場合は、ICカードリーダーが必要です。（ICカードリーダーは各診察室に設置する必要はなく、本人認証に使用する端末分で構いません。）

※2 医師等の国家資格確認を有する者による作成を求められている文書については、HPKIによるもの以外に、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名（電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの）であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス（マイナンバーカード）を用いた電子署名なども利用可能ですが、現時点で実際に事業者から既に提供されている電子署名等はHPKIによるもののみとなっております。



「HPKIカードについて」
[電子処方箋管理サービス - 6. HPKIカードについて](#)

2. システム事業者へ発注

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

3 電子処方箋利用申請

▶医療機関・薬局で対応

「発注」、
「HPKIカード読取用のICカードリーダー購入」
直後

- システム事業者への発注、HPKIカード読取用のICカードリーダーの購入手続が完了した後は、ポータルサイトで電子処方箋の利用申請をしてください。
 - 電子処方箋の利用申請を行った約1週間後から、現在ご使用いただいているシステムから電子処方箋管理サービスが稼働するシステムに接続できるようになります。
 - 過去にオンライン資格確認の利用申請を行った際に入力した内容は、変更しないようご留意願います。

申請時に登録する内容

電子処方箋管理サービスの利用規約への同意有無



電子処方箋利用申請フォーム

(オンライン資格確認利用申請画面と同じ)

[電子処方箋利用申請](#) > 電子処方箋の利用申請へ進む (オンライン資格確認利用申請画面と同じ)

アクセスはこちらからも可能です ▶



3. 導入・運用準備



3-1. 導入・運用準備～導入～



1

電子処方箋対応版ソフトの提供（電子処方箋の機能を追加）

▶システム事業者にて対応

- **電子処方箋対応版ソフトウェア自体は、システム事業者から提供されます。**
ソフトウェアのアップデート作業は、システム事業者によって対応が異なりますので、システム事業者とよく相談のうえ、実施方針を決定してください。

基本的には、通常のソフトウェアの更新と同じ方法でご対応いただけます。

(例)

- システム事業者がリモートで更新する方法
- 医療機関・薬局の皆さまが手動で更新する方法
- システム事業者がCD媒体を持ち込む方法 等

3-1. 導入・運用準備～導入～

準備開始

システム事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

2

パソコンの設定・業務上の操作確認

▶医療機関・薬局で対応

パソコンの設定

(※システム事業者と相談した上で、医療機関・薬局の皆さまにてパソコンの設定・業務上の操作確認を実施する場合)

- 医療機関・薬局の皆さまにて、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載される、またはシステム事業者から配布される手順書等に従い、パソコンの設定作業を行ってください。※1,2
- システム事業者と設定作業等を確認した上で、医療機関・薬局の皆さままで対応可能と判断した場合、手順書等に従い作業を実施してください。
- 一方で、普段からシステム事業者にパソコンの設定作業を対応してもらっている等の理由により、自分たちで対応が難しいと判断した場合はシステム事業者にご依頼ください。

業務上の操作確認※5

- システム事業者から配布される手順書等に従い、電子処方箋用の機能を実際に操作し、業務上問題がないか確認してください。

オンライン資格確認等の機器

- 資格確認端末上の各種アプリケーションの更新※3
- 電子処方箋管理サービスと処方内容/調剤内容をやり取りするためのアプリケーション上の設定

ご利用のシステム
(電子カルテシステム等)

- HPKIカード読取用のICカードリーダーの接続、HPKIカードドライバのインストール
- 医薬品マスター、用法マスターの更新（必要に応じて実施※4）

※1 システム事業者と調整の上、ネットワークの設定等、追加の設定作業が必要である場合は、併せて実施してください。
また、各設定作業の順序についてはシステム事業者にご確認ください。

※2 オンライン資格確認の導入に当たっては、原則、システム事業者が医療機関等で現地作業を行うことになります。電子処方箋との同時導入をご検討いただいている場合、現地作業の際に電子処方箋の導入に向けた設定作業をシステム事業者に実施してもらうことも可能です。

※3 オンライン資格確認の導入に当たり、配信アプリケーションにより自動で更新する設定にしている場合は、特段作業は不要です。

※4 電子処方箋管理サービスで管理する医薬品マスターや用法マスター内の情報と、各医療機関・薬局で現在使用する同マスターの情報を紐づける作業が必要です。

※5 電子署名の操作についてもご確認いただく必要があるため、HPKIカード取得後に実施ください。

3-1. <参考> パソコンの設定に当たり参考する手順書等

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

(※システム事業者と相談した上で、医療機関・薬局の皆さんにてパソコンの設定・業務上の操作確認を実施する場合)

オンライン資格確認等の機器に関する設定については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載する手順書等を参考に、医療機関・薬局の皆さんで対応いただくことも可能ですので、システム事業者にご相談ください。現在ご使用いただいている電子カルテシステム等のパソコンの設定についても、システム事業者にて手順書や説明動画等を用意していないかを確認し、システム事業者にも相談されたうえで、皆さんで対応できないかご検討ください。

オンライン資格確認等の機器に関する設定

以下のように支払基金が手順書をシステム事業者向けに公開していますので、システム事業者より受領の上、ご確認ください。
手順書は医療機関等向け総合ポータルサイトでも公開しております。[\[手順書・マニュアル\]の一覧](#)

● 資格確認端末の設定手順書



● 資格確認端末の操作手順書



医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載する手順書等を確認し、不明点等がある場合はお問い合わせいただくことも可能です。

■お問い合わせ先：オンライン資格確認等センター
MAIL：contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-080-4583（通話無料）
平日 8:00～18:00、土曜日 8:00～16:00

（※）お電話でのお問い合わせは混み合うことがあります。メールでのお問い合わせを推奨します。

ご利用のシステム

手順書、操作マニュアルや説明動画等が用意できないか、困ったとき等には、問い合わせができるか等、システム事業者にご相談ください。

3-1. 導入・運用準備 ~導入~

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

3

運用開始日の入力

▶医療機関・薬局で対応

- パソコンの設定や業務上の操作確認が完了したら、必ず医療機関等向け総合ポータルサイトで運用開始日を入力してください。

運用開始日の入力についての留意事項

- 電子処方箋管理サービスの運用が開始する**令和5年1月26日以降の日付**を入力してください。
- 事前に「電子処方箋利用申請」が完了していることを確認**し、完了していない場合は速やかに対応をお願いします。
- 入力いただいた運用開始日をもって電子処方箋に対応する施設とし、後日、厚労省HP等で国民向けに公表します。
そのため、運用開始日（導入準備が完了し、患者に対して電子処方箋の発行、又は電子処方箋による調剤等が可能となる日）の目途が分かり次第、正確に入力するようお願いします。
- オンライン資格確認の運用開始日と間違えないように留意ください。**



所要時間1分程度

運用開始日を入力した施設は、
こちらで電子処方箋対応施設
として公開されます。



電子処方箋の運用開始日入力画面

[電子処方箋の運用開始日入力](#) > 運用開始日入力画面へ進む

アクセスはこちらからも可能です ▶



準備作業が問題なく完了しているか
確認するためのチェックリストも
用意していますので、ぜひご活用ください！

本番切替え前セルフチェックリスト

(医療機関・薬局向けそれぞれあります)

[電子処方箋について知りたい方はこちら](#) >
電子処方箋の導入に向けた準備作業について
> ○準備作業について知りたい方はこちら

3-2. 導入・運用準備～運用準備～

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

1 患者動線を含む業務フロー/変更点の確認

導入後の業務の理解

自施設における変更点の確認

▶各医療機関・薬局で対応

- 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載の動画【電子処方箋利用方法】、運用マニュアル等で導入後の受付業務などの流れをご確認ください。

システム事業者より操作マニュアル等の提供がある場合には
そちらもご参照ください。

動画

医療機関向け



運用マニュアル

医療機関向け・薬局向け



運用マニュアルは
必ず目を通すように
お願いします!

運用マニュアル

薬局向け



- 患者の動線に沿って、診察や処方箋の発行、処方箋の受付や調剤等の業務に係る変更点をご確認ください。

具体的な作業内容例

- 自施設における医師・歯科医師、薬剤師、職員や患者の動きをイメージし、電子処方箋導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について医師・歯科医師、薬剤師、職員の方に周知し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 必要に応じて、医療機関・薬局における業務手順書等も更新してください。
- 電子処方箋導入後の業務を円滑に行うため、周辺の医療機関・薬局との連携方法（連絡手段等）についてあらかじめ認識を合わせておくことを推奨します。



「電子処方箋に係る運用について」
電子処方箋管理サービス - 7. 導入にあたっての補助金や費用について

3-2. 導入・運用準備～運用準備～

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

2

患者向け掲示の準備

▶各医療機関・薬局で対応

- 電子処方箋に対応していることを示すポスターを掲示してください。

ポスター等の周知素材は以下からダウンロードすることができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_soza.html

ポスター



国民向け動画

動画も公開しています！
ファイルをダウンロードしてデジタルサイネージ等で
流すこともできますのでご活用ください。



4. 補助金の申請



4. 補助金申請

準備開始

システム
事業者へ
発注

導入・
運用準備

補助金の
申請

1

必要書類の受領（領収書等）

▶システム事業者から受領

- 補助金申請を行うにあたり、次の書類を準備してください。
 - 領収証
 - 領収書内訳書

電子処方箋の導入に向けたパソコンの設定が完了した後、システム事業者から「領収書」「領収書内訳書」を受領できるよう調整をしてください。

- システム事業者より、電子処方箋の導入に係る領収書および領収書内訳書を受領後、右記の②補助金申請をご覧ください。

2

補助金申請

導入完了後

▶医療機関等向け総合ポータルサイトで申請

- 医療機関等向け総合ポータルサイトでログインの上、補助金申請をしてください。

※「電子処方箋補助金申請」のアイコンはログイン時のみ表示されます。

電子処方箋の補助金申請については、下記URLより申請の流れを参照願います。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040



アクセスはこちらからも
可能です ▶



補助金申請についての留意事項

- 「領収書（写）」および「領収書内訳書（写）」が必要となるため、システム事業者に領収書内訳書を提出いただくよう調整をしてください。
- 医療機関等区分により補助限度額、補助率が異なりますので、申請にあたっては、医療機関等向け総合ポータルサイトの「電子処方箋の補助金申請について」ページ掲載されている「補助率および補助限度額」および「各種申請様式等」を必ず確認ください。
- 補助金の一括申請を希望する場合は、取扱い確定後に、改めてお知らせします。

「導入にあたっての補助金や費用について」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010008



お問い合わせ

電子処方箋に係る不明点の解消に向けては、以下の3つの解決方法（FAQ・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

FAQページ



● 概要

FAQは、電子処方箋に関するよくある質問とその対応方法を記載しています。

● 操作手順

医療機関等向け総合ポータルサイトからFAQのページへアクセスして下さい。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。



アクセスは[こちら](#)

問い合わせフォーム



● 概要

問い合わせフォームは、電子処方箋について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。

● 操作手順

医療機関等向けポータルサイトから問い合わせフォームのページにアクセスして下さい。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。



アクセスは[こちら](#)

電話



● 概要

コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はチャットボットや問い合わせフォームをご活用下さい。

● 営業時間: 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）

● 電話番号: 0800-080-4583（通話無料）